

居住サポート住宅認定基準一覧（一般型）

項目	基準	根拠法令
1	<p>居住安定援助賃貸住宅（以下「居住サポート住宅」）の各戸の床面積が、25平方メートルであることただし、以下の場合はそれぞれ以下の床面積とすることができます</p> <p>① 建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅（以下「既存住宅」）である場合（③のものを除く。） 18平方メートル</p> <p>② 共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合 18平方メートル</p> <p>③ 既存住宅であって②に該当する場合 13平方メートル</p>	法41条1号 省令9条
2	消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（項目3の規定を除く。）に違反しないものであること	法41条2号 省令10条1号イ
3	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>① 耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること</p> <p>② 申請時に耐震基準を満たさずかつ、申請前に耐震改修工事をおこなうことができない特別の事情がある場合にあっては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること</p>	法41条2号 省令10条1号ロ
4	<p>各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること</p> <p>ただし、項目1②に該当する場合にあっては、各戸が便所及び共用部分に設けた設備以外の設備を備えたものであること</p>	法41条2号 省令10条2号
5	<p>【入居者の範囲が定められている場合】</p> <p>その範囲が、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること</p>	法41条3号 省令11条
6	入居者の資格を日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下「要援助者」）又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る居住サポート住宅の戸数が、1戸以上であること	法41条4号 省令12条
7	家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること	法41条5号 省令13条
8	<p>要援助者に居住安定援助を提供する場合に次のいずれにも適合する居住安定援助を提供するものであること</p> <p>① 一日に一回以上、通信機器の設置その他の方法により、要援助者の安否の確認を行うこと</p> <p>② 一月に一回以上、要援助者への訪問その他の方法により、当該要援助者の心身及び生活の状況の把握（見守り）を行うこと。</p> <p>③ 福祉サービスへのつなぎ（要援助者の心身及び生活の状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を実施し、必要に応じて、当該要援助者が行政機関その他福祉サービスを提供する者と接触するための援助をすること）を行うこと</p>	法41条6号 省令14条1号
9	要援助者以外の認定住宅入居者に居住安定援助を提供する場合に当該認定住宅入居者の心身の状況、希望その他の事情を踏まえ、必要に応じて、項目8に掲げる居住安定援助に準ずるものを見守ること	法41条6号 省令14条2号
10	居住安定援助の提供の対価が、当該居住安定援助の提供に要する費用に照らして不当に高いものでないこと	法41条7号 省令15条
11	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針及び千葉県賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること	法41条8号